

JLPGAプロテスト規定

本規定は、JLPGAが実施するJLPGAプロテストの実施に関する事項について定めるものである。ただし、本規定に定めのない事項については、別途定める申込要項及び実施要項の定めによるものとし、また、申込要項及び実施要項において本規定と異なる事項を定めるときは、申込要項及び実施要項が優先して適用されるものとする。また本規定、別途定める申込要項及び実施要項に記載されていない新たな事項が発生した場合、全ての決定権はJLPGAが保有している。

第1条 (JLPGAプロテスト)

JLPGAプロテストとは、第1次予選、第2次予選、最終プロテストの総称をいう。

第2条 (受験資格)

JLPGAプロテストを受験する資格を有する者は、最終プロテスト開催年度4月1日時点で満17歳以上の女子 (出生時) で、それぞれ次の表に定める各ステージの受験資格要件を満たす者とする。

| ステージ | 受験資格要件 |
|---------|---|
| 第1次予選 | JGA/USGA HDCP Index5.0以下の者。※証明書等の提出は不要 |
| 第2次予選 | ① 前年度最終プロテスト出場者 ② 第1次予選からの進出者 ③ 当該年度の最初に開催される第1次予選の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日時点のロレックスランキング上位400位までに該当し、JLPGAが別途定める申込締切日までに受験申込をした者のうち、上位30名の者 (当該年度の最初に開催される第1次予選の第1日目の2週間前の日の属する週の金曜日時点のロレックスランキングの順位が高い者を上位とする。) ④ 上記以外でJLPGAが承認した者 ※ ③の受験資格で受験を希望する者は、当該年度の最初に開催される第1次予選の前週の金曜日までに、JLPGAが別途指定するメールアドレス宛てに電子メールにてJLPGAに申し出ることにより、第2次予選の受験申込みが可能となる。 |
| 最終プロテスト | ① 当該年度JGAナショナルチーム女子メンバーの者 ② 当該年度7月の最終金曜日時点のロレックスランキング上位50位までの者 ③ 当該年度7月の最終金曜日時点の世界アマチュアゴルフランキング上位10位までの者 ④ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子アマチュアゴルフ選手権の優勝者 ⑤ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本ジュニアゴルフ選手権競技【女子15歳～17歳の部】の優勝者 ※ただし、2024年度以降の当該競技の優勝者を対象とする。 ⑥ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに開催された日本女子学生ゴルフ選手権の優勝者 ⑦ 過去3年間及び当該年度の最終プロテストの第1日目の4週間前の日の属する週の日曜日までに本戦が開催された日本女子オープンゴルフ選手権のローアマチュア ⑧ 前年度の最終プロテストの第1日目の属する週の月曜日から、当該年度の最終プロテストの第1日目の属する週の前週日曜日までに本戦が開催されたステップ・アップ・ツアー各競技の優勝者 ⑨ 第2次予選からの進出者 ⑩ 上記以外でJLPGAが承認した者 ※ ①④⑤⑥⑦の受験資格による最終プロテストからの受験は1度限りとする。当該年度に①④⑤⑥⑦の受験資格を重複して保持している場合でも、最終プロテストの受験は1度限りとする。 ※ 当該年度に④⑤⑥⑦の受験資格で最終プロテストを受験する者が、翌年以降新たに④⑤⑥⑦の受験資格を取得した場合は、その資格での翌年以降の最終プロテストの受験を認める。 ※ ⑧について、受験申し込み締切後に受験資格が発生した者が受験申し込みをする際は、資格発生日の翌月曜日までにJLPGAに申し出ること。 |

第3条 (競技方法)

各ステージの競技方法は、それぞれ次の表に定める通りとする。

| ステージ | 受験資格要件 |
|---------|---|
| 第1次予選 | ① 3日間・54ホールストロークプレー ② 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。 ③ 各ラウンドにおいて92ストローク以上の者は失格とし、次ラウンドに進出できないものとする。 |
| 第2次予選 | ① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、各会場で掲示されている最終プロテスト進出順位に8打差までの者を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 18ホール終了をもって競技成立とする。期間中に18ホールを終了できなかった場合は、別途日程を定め競技の成立を図る。 |
| 最終プロテスト | ① 4日間・72ホールストロークプレー ② 54ホール終了時点で、80位タイまでの者、または20位に8打差までの者のうちいずれか人数の多い方を第4ラウンドへの進出者とする。 ③ 4日間で72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。予備日を使用してもなお72ホールを終了出来なかった場合は競技を短縮する。本競技は54ホール終了をもって成立する。 ④ 前号の定めにかかわらず、予備日を使用してもなお54ホールを終了出来なかった場合のみ、本競技は36ホール終了をもって成立する。 |

第4条(次ステージ進出者)

1. 第1次予選及び第2次予選からは、各会場上位者が次ステージへ進出する。
2. 各会場から次のステージへ進出できる順位は、各会場で掲示を行う。
3. 各会場で競技が終了し、次ステージ進出者が発表された後は、いかなる場合においても次順位の繰り上げは行わない。

第5条(合格者)

1. 最終プロテストの競技終了時点で上位20位タイまでの者を、合格者とする。
2. 合格者は別途定めるJLPGAへの入会の手続きをすることにより、JLPGAへの入会を承認されることができるとする。
3. 前項により入会を承認された者には、翌年度のステップ・アップ・ツアー競技(ステップ・アップ・ツアー特別競技は含まない。)の出場資格を付与する。
4. 本条第2項により入会を承認された者には、当該年度のJLPGA新人戦の出場資格を付与する。
5. 本条第2項により入会を承認された者は、翌年度に開催されるルーキーキャンプに参加しなければならない。
6. 本条第2項により入会を承認された者は、合格年度より受講回数が2回に満つるまで新人セミナーを受講しなければならない。

第6条(受験申込)

1. JLPGAプロテスト受験を希望する者(以下「受験希望者」という。)は、受験申込(以下「申込」という。)の手続きをマイページ(JLPGAがTP登録者及び臨時登録者のために開設するJLPGAトーナメント専用ウェブサイトを用いる。)にて行うものとする。
2. 受験希望者は、各ステージでJLPGAが定める方法、締め切り日までに申込の手続きを行わなければならない。締め切り日以降の申込は、理由の如何を問わず一切受け付けない。
3. 受験希望者は、各々に指定されている締め切り日までにマイページで所定の手続きに従いクレジット決済又はコンビニ(受付番号方式)決済のいずれかにより受験料を支払わなければならない。
4. JLPGAプロテストの各ステージの受験料は、それぞれ次の表に定める通りとする。

| ステージ | 受験料 |
|---------|----------------|
| 第1次予選 | 40,000円(消費税別) |
| 第2次予選 | 60,000円(消費税別) |
| 最終プロテスト | 100,000円(消費税別) |

5. 申込受け付け後の受験料は、JLPGAが別途定める期日までに、JLPGAに申込の取り消しを申し出た場合を除き返還されないものとする。
6. 受験希望者の申込の内容に虚偽の記載又は誤りがあった場合には、その事実が発覚した時点で受験資格を失うものとする。
7. 受験希望者の申込の手続きの確認は、選手自身が自己の責任において行うものとし、JLPGAはその責任を負わないものとする。
8. 受験希望者への申込受け付け後の、JLPGAからのJLPGAプロテストに関する通達は、原則マイページにて行うものとし、受験希望者が確認を怠り、通達を確認できなかったとしても、JLPGAはその責任を負わないものとする。
9. 受験希望者は、申込に際してJLPGAが取得する当該受験希望者の個人情報、次に各号の目的の範囲内で第三者に提供及び公表することについて、予め同意することを要する。
 - ① JLPGAトーナメント規約第5条に定めるJLPGAトーナメント、QT規定に定めるQT、JLPGAプロテスト、その他競技(以下「対象競技」という。)の開催及び運営を行うため
 - ② 対象競技の運営管理業務上必要とされる通知、照会、請求、案内、広報等の連絡を行うため
 - ③ 対象競技結果記録の保存及び公表するため
 - ④ 対象競技参加者の氏名、所属及び競技結果を、主催者その他関係者(報道関係者を含むがこれに限らない)に対して適宜の方法により提供するため
 - ⑤ 対象競技参加者の氏名、国籍、生年月日及び競技結果を、女子ゴルフ世界ランキング及びオリンピックゴルフランキングに対して適宜の方法により提供するため

なお、外国にある第三者への個人情報の提供に関する情報は、以下のとおりである。

(1)外国の名称

- ・アメリカ合衆国(女子ゴルフ世界ランキング)
- ・スイス連邦(オリンピックゴルフランキング)

- (2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度
- ・ アメリカ合衆国
APECのCBPRシステムの加盟国である。
 - ・ スイス連邦
GDPR第45条に基づく充分性認定の取得国である。
- * 上記以外の情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト
(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>) からご確認ください。
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- ・ WOMEN'S WORLD GOLF RANKINGS (アメリカ合衆国)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。
 - ・ The International Golf Federation (スイス連邦)
OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置を全て講じている。

第7条 (レジストレーション)

1. JLPGAプロテストに出場する選手 (以下「選手」という。) は、当該競技の本戦の第1日目の前日 (指定練習日) の第1組スタート1時間前から午後5時まで (ただしJLPGAは、受付開始時間を予告なく早めることがある。) に、当該競技の会場内のJLPGAルームにおいて、当該競技出場を最終確認するためのレジストレーションを行わなければならない。
2. 前項のレジストレーションを行わない者は、当該競技の受験資格を失い、当該競技に出場することができないものとする。

第8条 (肖像権・放送権等)

選手は、その出場するJLPGAプロテストに関して、JLPGA又はJLPGAの許可を受けた者により、写真、映画、テレビ、ラジオ、その他電子的媒体に撮影され通信・放送されることを承諾し、かつその出場競技に関する肖像権、著作権をすべてJLPGAに譲渡するものとする。なお、本条が適用される期間は、当該出場競技の指定練習日から本戦が終了する日までとし、本条が適用される場所は、当該出場競技の実施会場内とする。

第9条 (ルール・マナー)

選手は、次の各事項を遵守しなければならない。JLPGAは、第10条の定めにかかわらず、選手が本条に違反した場合、当該選手に弁明の機会を与えることなく即座に会場からの退場を命ずることができる。

- ① 指定練習日以外にプレーを希望する者は、必ずゴルフ場に問い合わせて確認し、一般プレーヤーに迷惑を掛けないようプレーをすること。(球を2球打つことや、後続組を待たせてホールアウトしたグリーンで練習をしてはいけない。)
- ② 選手は、JLPGAプロテスト会場に来場する際は、必ず上着 (ブレザー、ジャケット等) を着用しなければならない。またスニーカーは着用してはならない。
- ③ 選手は、JLPGAプロテスト会場でゴルファーとして望ましいウェアでプレーしなければならない。Tシャツ類、ジーンズ、カーキ系の色を基調とし戦闘服を想起させる迷彩柄のウェア、ポケットが膨らむヒダ付きカーゴタイプのパンツ及びスカート (レインウェアを含む) を着用してはならない。
- ④ 日本語対応に支障がある選手は、日本語の通訳ができる通訳者を帯同しなければならない。
- ⑤ 選手は、反社会的勢力を想起させる入れ墨、タトゥーを施してはならない。JLPGAが反社会的勢力を想起させると認めた場合、即座に退場を命ずる事がある。また、反社会的勢力を想起させるものではない入れ墨、タトゥーを施している選手は、入れ墨、タトゥーをファンデーションやシールなどで隠さなければならない。なお、当該選手は、浴室などの施設の利用を制限される場合もある。
- ⑥ プレーヤーとしてあるまじき態度をとってはならない。
- ⑦ その他、JLPGAが各ステージ及び各会場で定める事項。

第10条 (禁止事項)

JLPGAプロテストに出場した者 (申込をしたが出場しなかった者を含む。以下本条内において「プロテスト出場者」という。) が、次の行為をしたとJLPGAが認めるときは、JLPGAは、当該プロテスト出場者に対し、口頭又は書面により意見を述べる機会その他弁明の機会を与えた上で、JLPGAプロテストその他のJLPGAの競技への一定期間の出場の禁止又は出場資格の取消その他の処分を科すことができる。

- ① 本規定、申込要項及び実施要項その他JLPGAの規定に違反する行為
- ② 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則、JLPGAローカルルールおよび競技の条件に違反する行為
- ③ 正当な理由なしに競技を欠場又は棄権する行為

- ④ プロテスト出場者、来場者その他関係者に対して暴言を吐く行為その他品位を損なう行為
- ⑤ その他JLPGAの名誉、信用を損ない、又はゴルファーとしての品位を損なう行為
- ⑥ 法律、命令、規則その他の法令(条例を含む。)に違反する行為

第11条(競技短縮又は延期)

天候あるいは社会的事情により競技消化が不可能であるとJLPGAが判断した場合、競技は短縮又は延期されることがある。

第12条(改正)

本規定は、トーナメント事業部の議決をもって随時改訂される。この場合、トーナメント事業部は、改訂について速やかに理事会に報告する。

第13条(施行)

本規定は、2026年1月1日から施行する。